

「ワクチン・検査パッケージ制度(飲食店等)」の 事業者登録におけるQ&A

【1.ワクチン・検査パッケージ制度全体】.....	3
Q1 「ワクチン・検査パッケージ制度」とはなにか。.....	3
Q2 対象となる業種は.....	3
Q3 登録は強制的なものか。登録しないことによる罰則等はあるのか。.....	3
Q4 制限要請中に登録すれば、登録後から制限の緩和を受けることができるのか。.....	3
Q5 ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、今後、休業や営業時間短縮の要請が行われても、要請に応じずに営業することができるのか。.....	3
Q6 ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、行動制限の緩和は確実に受けられるのか。.....	5
Q7 どのように申請したらよいか。.....	5
【2.飲食店関係】.....	5
Q8 飲食店が登録するメリットは。.....	5
Q9 飲食店とは、どのような店舗まで含まれるのか。.....	5
【3.カラオケ店関係】.....	5
Q10 カラオケ店等が登録するメリットは。.....	5
【4.申請関係】.....	6
Q11 申請の要件等はあるのか。.....	6
Q12 結婚式場においても、ワクチン・検査パッケージ登録の要件は同じか。.....	6
Q13 申請期限はいつまでか。.....	6
Q14 申請してから登録完了までどれくらいかかるか。.....	7
Q15 「ストップコロナ！対策認定店」のステッカーを紛失してしまったが、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録に申請は可能か。.....	7

Q16 「ワクチン検査・パッケージ制度」に登録済であることを示すステッカーを紛失してしまっ たが、再発行は可能か。	7
Q17 登録完了後、辞退することは可能か。	7
Q18 登録完了したが、感染状況が落ち着いている状況下において、特別行うことは あるか。	7
【5.ワクチン接種歴及び検査結果の確認】	8
Q19 使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか。	8
Q20 接種済み証の確認方法は。	8
Q21 新型コロナワクチン接種証明書アプリ(電子証明書)での確認は有効か。	8
Q22 3回目接種済みの場合、接種済み証は3回目のもののみの提示でよいか。3回 目接種済みの場合、接種からの経過期間はいつからか。	8
Q23 ワクチン接種歴ではなく、検査する場合の方法は。	9
Q24 検査結果の有効期間は。	9
Q25 検査結果通知書の確認方法は。	9
Q26 現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査が必須か。	9
Q27 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。	9
Q28 ワクチン接種歴又は検査結果は同一グループ・同一テーブルの人数に関わらず、 入店者全員のものを確認するのか。	10
Q29 接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできない のか。	10
Q30 検査結果が、陽性であった場合の対応は。	10

【ワクチン・検査パッケージ制度全体】

Q1 「ワクチン・検査パッケージ制度」とはなにか。

A 「ワクチン・検査パッケージ制度」は、感染リスクを低減させながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」等の適用時において、予め県に登録した飲食店等の事業者が入店者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認することで、行動制限を緩和することができる制度です。

Q2 対象となる業種は。

A 「飲食店」「社交飲食店」「カラオケ店」「結婚式場」を主に営業する事業者の方（その他、飲食を提供するサービスを伴う店舗(宿泊施設など)も対象になります）

Q3 登録は強制的なものか。登録しないことによる罰則等はあるのか。

A 「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録は強制ではなく、罰則等もございません。本制度適用時には、人数制限の緩和を受けることができるため、登録に迷っている場合は積極的な登録をお願いします。

Q4 制限要請中に登録すれば、登録後から制限の緩和を受けることができるのか。

A 可能です。ただし、利用者への周知の観点から、店舗でワクチン・検査パッケージの適用の開始は、登録ステッカー到着後または県ホームページでの店名公表後から始めてください。

Q5 ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、今後、休業や営業時間短縮の要請が行われても、要請に応じずに営業することができるのか。

A 休業や営業時間短縮の要請は、ワクチン・検査パッケージ制度による行動制限の緩和対象ではありません。

Q6 ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、行動制限の緩和は確実に受けられるのか。

A 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、政府又は県の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を一時停止することがあり、行動制限が緩和されないこともあります。

Q7 どのように申請したらよいか。

・ストップコロナ！対策認定制度事務局に申請して下さい。

【申請方法】

1)このホームページより Web申請

2)このホームページより申請書類をダウンロードし記入・作成いただき、メール・郵送又は持参にて

ストップコロナ！対策認定制度事務局に提出して下さい。

(感染症対策を踏まえ、メールでの提出を推奨します。)

※書面がダウンロードができない場合、ストップコロナ！対策認定制度事務局にご連絡下さい。申請書類を郵送いたします。

【メール】gunma-stopcovid19@nta.co.jp

【郵送先】〒370-0811 群馬県高崎市相生町 1-1

八十二銀行高崎ビル6F ストップコロナ！対策認定制度事務局

【申請手続きについてのお問い合わせ】

電話:027-386-4491(月～金 9:30～17:30)

※同一企業または同一商業施設内で複数の店舗を申請する場合

1)Web申請の場合、1店舗毎の登録となります。

2) 書面での提出の場合、管理部門や核店舗等の方が申請担当者として申請書を取りま
とめのうえ、提出してください。

【飲食店関係】

Q8 飲食店が登録するメリットは。

A 今後、群馬県が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定されるなど、感
染が拡大している場合においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9
項に基づき、同一グループの同一テーブルの会食は4人までとするよう要請します。しか
し、そのような場合であっても、「ストップコロナ！対策認定店」でワクチン・検査パッケ
ージ制度の登録をした店舗での会食については、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を
確認すれば、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能です。

Q9 飲食店とは、どのような店舗まで含まれるのか。

A 宿泊客以外も利用できるなど、常時、飲食店として利用できる施設があるホテル・旅館
の宿泊施設や結婚式場も含まれます。

なお、今回は、座席を有している飲食店等について、制限の緩和が行われるものにな
ります。そのため、キッチンカーによる飲食物の販売を主としている「持ち帰り飲食サービ
ス業」や「配達飲食サービス業」の事業者の方においては、登録をいただかなくても、営
業ができます。

【カラオケ店関係】

Q10 カラオケ店等が登録するメリットは。

A 今後、群馬県が緊急事態措置区域に指定され、カラオケ店等(※)でカラオケ設備の提
供自粛が要請されている場合でも、知事の判断により接種歴等が確認できれば、「ストッ

「ストップコロナ！対策認定店」である店舗は、収容率の上限を50%としつつ、21時までの営業（酒類提供も可能）や、カラオケ設備の提供が可能です。

（※）カラオケ店等とは、飲食店の営業許可を有しているカラオケ店（カラオケ設備のあるスナック等を含む）のほか、飲食店の営業許可を有していないカラオケ店も含まれます。

【申請関係】

Q11 申請の要件等はあるのか。

A 飲食店、カラオケ店等については、「ストップコロナ！対策認定店」を取得している店舗であれば、「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録を申請することができます。

まだ「ストップコロナ！対策認定店」の取得をしていない店舗で、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録申請をしたい場合には、同時に申請をすることができます。

Q12 結婚式場においても、ワクチン・検査パッケージ登録の要件は同じか。

A 結婚式場においても、要件は同じです。

Q13 申請期限はいつまでか。

A 当面の間、申請期限はございませんが、今後感染が拡大し、県が飲食店に対する人数制限やカラオケ店等に対するカラオケ設備提供制限を行う前までに、申請を済ませてください。

Q14 申請してから登録完了までどれくらいかかるか。

A 「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得済みの場合、概ね2週間程度の期間をいただいております。なお、登録完了後、「ワクチン検査・パッケージ制度」に登録済であることを示すステッカーを送付します。

Q15 「ストップコロナ！対策認定店」のステッカーを紛失してしまったが、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録に申請は可能か。

A 申請可能です。なお、「ストップコロナ！対策認定店」のステッカーの再発行のご相談は後段の「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

Q16 「ワクチン検査・パッケージ制度」に登録済であることを示すステッカーを紛失してしまったが、再発行は可能か。

A 再発行可能です。再発行のご相談は後段の「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

Q17 登録完了後、辞退することは可能か。

A 辞退することは可能です。辞退のご相談は後段の「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。なお、場合によっては、辞退する理由等をお聞きすることもあります。

Q18 登録完了したが、感染状況が落ち着いている状況下において、特別行うことはあるか。

A 「ワクチン・検査パッケージ制度」においては、特にございません。引き続き、感染防止対策へのご協力をお願いします。

【ワクチン接種歴及び検査結果の確認】

Q19 使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか。

A 有効期限は当面設定しません。

Q20 接種済み証の確認方法は。

A 接種済み証(原本)やそれを撮影した画像、写しでの確認も可能とします。また、上記の確認の際には、身分証明書により本人確認を行います。3回目接種をしていない人に限り、2回目接種日から14 日以上経過していることも確認します。

※身分証明書の例

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等

Q21 新型コロナワクチン接種証明書アプリ(電子証明書)での確認は有効か。

A 日本政府が公式に提供する新型コロナ接種ワクチン証明書アプリを使用して、ワクチン接種歴等を確認することは可能です。また、群馬県内においては「ぐんまワクチン手帳」による確認も可能です。このほか、民間事業者等が開発したワクチン接種歴等の確認を可能とするアプリの取扱いについては、別途お知らせします。

Q22 3回目接種済みの場合、接種済み証は3回目的のものみの提示でよいか。3回目

接種済みの場合、接種からの経過期間はいつからか。

A 3回目接種済みの場合は、接種済み証は3回目的のもののみで可能です。その場合、2回目接種日から14日以上経過していることが想定されるので、3回目接種からの経過期間を確認いただく必要はありません。

Q23 ワクチン接種歴ではなく、検査する場合の方法は。

A PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)又は抗原定性検査とします。PCR検査等が推奨されていますが、事前にPCR検査等を行うことができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能としています。

Q24 検査結果の有効期間は。

A PCR検査等の場合、検体採取日の3日後まで有効とします。例えば、1月1日に検体採取した場合においては、1月4日まで検査結果は有効とします。抗原定性検査の場合、検体採取日(=検査日)の翌日まで有効とします。

Q25 検査結果通知書の確認方法は。

A 検査結果通知書の「検査結果」の項目から検査結果が陰性であるか、また、「有効期限」の項目から確認日は有効期限内であるかをご確認ください。

Q26 現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査が必須か。

A 6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要です。なお、未就学児(概ね6歳未満)については、保護者が同伴する場合には、検査は不要です。

Q27 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。

A 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認を行ってください。

**Q28 ワクチン接種歴又は検査結果は同一グループ・同一テーブルの人数に関わらず、
入店者全員のものを確認するのか。**

A 飲食店では、同一グループの同一テーブルで5人以上の会食の場合は、全員のワクチン接種歴又は検査結果が陰性であることを確認してください。4人以下の場合は確認不要です。カラオケ店等では、カラオケ設備を提供する場合には、来店者全員のワクチン接種歴又は検査結果が陰性であることを確認してください。

Q29 接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできないのか。

A 同一グループの同一テーブルで5人以上の会食をしようとする場合に、ワクチン接種歴又は検査結果で陰性の確認ができないときは店内に入れることはできません。ただし、同一グループの同一テーブルで4人以下の会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認をする必要はありません。

Q30 検査結果が、陽性であった場合の対応は。

A 入店させず、医療機関又は相談センターを紹介するなど受診を促してください。

【お問い合わせ窓口】

○「ストップコロナ！対策認定店」の認定 及び
「ワクチン・検査パッケージ」の事業者登録に関すること

ストップコロナ！対策認定制度事務局

TEL:027-386-4491(月～金9:30～17:30)